

日医発第575号（保118）
平成22年9月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

健康保険被保険者証の券面表示の改正について

平成22年8月31日、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第98号）が公布、同日施行され、健康保険被保険者証（被保険者・被扶養者）の「事業所名称」及び「事業所所在地」、船員保険被保険者証（被保険者・被扶養者）の「船舶所有者名称（氏名）」及び「船舶所有者所在地」の記載を削除することとなりましたのでご連絡申し上げます。

今回の改正は、政府の「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案及び「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等を検討し、平成22年6月18日に閣議決定された対処方針に基づいて改正されたものであります。

本改正により、従来、被保険者が事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合には、保険者に被保険者証を提出することが義務づけられていましたが、これは不要となりました。

また、本改正前の様式による被保険者証については、当分の間、改正後の様式による被保険者証とみなすこととされますが、改正前の様式による被保険者証については、事業所名称等に変更が生じた場合には、従前の取扱いのとおり、被保険者は遅滞なく被保険者証を保険者に提出する必要があります。

なお、その他の運用上の留意点として、①保険者の判断により、事業所の名称及び所在地（又はいずれか一方）を引き続き記載しても差し支えない、②保険者の判断により、被保険者証に事業所名称及び事業所所在地（又はいずれか一方）の記載欄は残したまま、具体的な名称及び所在地（又はいずれか一方）の記載のみを省略することも差し支えないとしております。

さらに、紙の被保険者証の取扱いにつきましても、今回の改正を受け、①事業所名称及び事業所所在地の記載を様式から削除することができる、②事業所名称及び事業所所在地の記載がない紙の被保険者証を有する被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合は、保険者への被保険者証の提出を不要とする、③事業所名称及び事業所所在地が記載されている紙の被保険者証を有する被保険者は、事業所の名称及び所在地に変更が生じた場合は、遅滞なく被保険者証を保険者に提出しなければならない。

その他、具体的な様式等の詳細につきましては、添付文書をご参照ください。

<添付資料>

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(平 22. 8. 31 保発 0831 第 5 号 厚生労働省保険局長)

<参考資料>

- ① 健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令
(平 22. 8. 31 厚生労働省令第 98 号 厚生労働大臣)
- ② 健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) 新旧対照条文
船員保険法施行規則 (昭和十五年厚生省令第五号) 新旧対照条文
- ③ 「国民の声集中受付月間 (第 1 回)」において提出された提案等への
対処方針について (平 22. 6. 18 閣議決定)
- ④ 「国民の声」健康保険被保険者証の券面表示の見直しの要望



保発0831第5号
平成22年8月31日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第98号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日から施行されたところであるが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知願いたい。

記

1 改正の趣旨

健康保険の被保険者証の記載事項について、「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について」（平成22年6月18日閣議決定）において、保険者の事務負担を軽減する観点から、事業所の名称及び所在地の記載を省略できるようにすることとしたことを踏まえ、改正するものである。

2 改正の内容

(1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条及び附則第2条関係）

イ 被保険者証の提出義務の見直し（第48条関係）

被保険者は、被保険者証の事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合に、保険者に被保険者証を提出することとしていたが、これを不要としたこと。

ロ 被保険者証の「事業所名称」及び「事業所所在地」の記載の削除（様

式第9号(1)表面及び様式第9号(2)表面関係)

被保険者証の記載から「事業所名称」及び「事業所所在地」の記載を削除したこと。

ハ 経過措置(改正省令附則第2条関係)

- ① この省令の改正前の様式による被保険者証については、当分の間、改正後の様式による被保険者証とみなすこととしたこと。
- ② この省令の改正前の様式による被保険者証については、事業所名称等に変更があった場合に、変更前の事業所名称等が記載された被保険者証を用いることのないよう、この省令の改正前の健康保険法施行規則第48条を適用することとし、被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合、遅滞なく、被保険者証を保険者に提出しなければならないこととしたこと。

(2) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正(改正省令第2条及び附則第3条関係)

(1)に準じた改正を行うこととしたこと。

3 施行期日

公布日(平成22年8月31日)から施行することとしたこと。

4 運用上の留意点について

(1) 事業所名称及び事業所所在地の記載欄について

- イ 保険者の判断で、事業所の名称及び所在地(又はいずれかの一方)を引き続き記載しても差し支えないこと。
- ロ 保険者の判断で、被保険者証に事業所名称及び事業所所在地(又はいずれかの一方)の記載欄は残したまま、具体的な名称及び所在地(又はいずれかの一方)の記載のみを省略することも差し支えないこと。

(2) 紙の被保険者証の取扱いについて

- イ 紙の被保険者証についても、今回の改正省令を踏まえ、事業所名称及び事業所所在地の記載を様式から削除することができることとする。
- ロ 事業所名称及び事業所所在地の記載がない紙の被保険者証を有する被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合は、保険者への被保険者証の提出を不要とすること。
- ハ 事業所名称及び事業所所在地が記載されている紙の被保険者証を有する被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合、遅滞なく、被保険者証を保険者に提出しなければならないこととする。

○厚生労働省令第九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）（第二十七條及び船員保険法昭和十四年法律第七十三号）（第一百五十五條の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月三十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項、第二百一十一條及び第二百一十二條中、「事業所の名称若しくは所在地」及び「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。」を削り、「居所」を「居所」に改める。

第二百一十七條中、「事業所の名称若しくは所在地」及び「協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。」を削り、「居所」を「居所」に改める。

第二百二十四條第三項から第五項までの規定中「、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」を削り、「居所又は被扶養者の氏名に変更」を「居所」に改める。

様式第九号(1)(表面)及び様式第九号(2)(表面)中、「~~事業所名称~~」及び「~~事業所名称~~」を削る。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中、「船舶所有者の氏名若しくは住所」及び「同一の都道府県の区域内における船舶所有者の住所の変更を除く。」を削る。

様式第一号(1)(表面)中「本人」「船舶所有者住所所在地」及び「船舶所有者住所」を削る。
様式第一号(2)(表面)中「家族」「船舶所有者住所所在地」及び「船舶所有者住所」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険被保険者証(次項において「旧健保被保険者証」という。)は、当分の間、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則(次項において「新健保規則」という。)の様式によるものとみなす。

2 前項の規定により旧健保被保険者証が新健保規則の様式による健康保険被保険者証とみなされる場合における新健保規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「又は被扶養者の氏名に変更」とあるのは、「、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」と読み替えるものとする。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険被保険者証(次項において「旧船保被保険者証」という。)は、当分の間、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則(次項において「新船保規則」という。)の様式によるものとみなす。

2 前項の規定により旧船保被保険者証が新船保規則の様式による船員保険被保険者証とみなされる場合における新船保規則第三十六条第一項の規定の適用については、同項中「又は被扶養者の氏名に変更」とあるのは、「、船舶所有者の氏名若しくは住所又は被扶養者の氏名に変更(同一の都道府県の区域内における船舶所有者の住所の変更を除く。）」と読み替えるものとする。

新旧対照条文

◎ 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(被保険者証の訂正)</p> <p>第四十八条 被保険者は、被保険者証の記号若しくは番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、被保険者証を被保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(日雇特例被保険者手帳に係る準用)</p> <p>第一百七十七条 第四十八条(第三項を除く。)の規定は日雇特例被保険者手帳の訂正に、第四十九条(第五項を除く。)の規定は日雇特例被保険者手帳の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名又は被扶養者の氏名」とあるのは「その氏名、住所又は居所」と、「被保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長</p>	<p>(被保険者証の訂正)</p> <p>第四十八条 被保険者は、被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。)があつたときは、遅滞なく、被保険者証を被保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(日雇特例被保険者手帳に係る準用)</p> <p>第一百七十七条 第四十八条(第三項を除く。)の規定は日雇特例被保険者手帳の訂正に、第四十九条(第五項を除く。)の規定は日雇特例被保険者手帳の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。)」とあるのは「その氏名、住所又は居所に変更」と、「被保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出する</p>

に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と読み替えるものとする。

(受給資格者票に係る準用)

第二百二十一条 第四十八条(第三項を除く。)の規定は受給資格者票の訂正に、第四十九条(第五項を除く。)の規定は受給資格者票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があったとき」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があったとき、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

ときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「厚生労働大臣又は指定市町村長」と読み替えるものとする。

(受給資格者票に係る準用)

第二百二十一条 第四十八条(第三項を除く。)の規定は受給資格者票の訂正に、第四十九条(第五項を除く。)の規定は受給資格者票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。)」があったとき」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があったとき、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十二条 第四十八条(第三項を除く。)の規定は特別療養費受給票の訂正に、第四十九条(第五項を除く。)の規定は特別療養費受給票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があったとき」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があったとき、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十四条 (略)

2 (略)

3 第四十八条(第三項を除く。)、第四十九条(第五項を除く。)、第五十条(第二項、第三項及び第六項を除く。)及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る健康保険特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であ

(準用)

第三百三十二条 第四十八条(第三項を除く。)の規定は特別療養費受給票の訂正に、第四十九条(第五項を除く。)の規定は特別療養費受給票の再交付について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更(協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」があったとき」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所若しくはその被扶養者の氏名に変更があったとき、又はその被扶養者に異動が生じたとき」と、「保険者に提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「協会又は委託市町村に提出しなければならない」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と、「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第四十九条第一項、第三項及び第四項中「保険者」とあるのは「協会又は委託市町村」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十四条 (略)

2 (略)

3 第四十八条(第三項を除く。)、第四十九条(第五項を除く。)、第五十条(第二項、第三項及び第六項を除く。)及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る健康保険特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であ

った者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならぬ。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならぬ」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第五十条第四項中「任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「事業主又は任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

4 第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条（第五項を除く。）、第五十条（第二項、第三項及び第六項を除く。）及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならぬ。この場合において、協会に提出す

った者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所又は被扶養者の氏名に変更」と、「提出しなければならぬ。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならぬ」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第五十条第四項中「任意継続被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「事業主又は任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

4 第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条（第五項を除く。）、第五十条（第二項、第三項及び第六項を除く。）及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」とあるのは「そ

るときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第五十条第四項中「任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「事業主又は任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

5 第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条（第五項を除く。）、第五十条（第二項、第三項及び第六項を除く。）、第二百三条の二第三項（第一号及び第二号を除く。）及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所」と、「提出しなければならぬ」とあるのは「提出しなげばならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第五十条第四項中「任意継続被保険者」とあ

の氏名、住所若しくは居所又は被扶養者の氏名に変更」と、「提出しなければならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を経由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を経由して」とあるのは「訂正して、」と、第五十条第四項中「任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「事業主又は任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、第二百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第二百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第二百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

5 第四十八条（第三項を除く。）、第四十九条（第五項を除く。）、第五十条（第二項、第三項及び第六項を除く。）、第二百三条の二第三項（第一号及び第二号を除く。）及び第二百二十二条の規定は、日雇特例被保険者又はその被扶養者に係る限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と読み替えるほか、第四十八条第一項中「被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあつては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」とあるのは「その氏名、住所若しくは居所又は被扶養者の氏名に変更」と、「提出しなげばならない。この場合において、協会に提出するときは事業主及び厚生労働大臣の順に、健康保険組合に提出するときは事業主を

るのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「事業主又は任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、第百三条の二第三項第四号中「第四十三条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロ」とあるのは「第四十三条第一項第一号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この号において同じ。）が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき、同項第二号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ニに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者が同号ニ」と、第百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

經由して行うものとする」とあるのは「提出しなければならない」と、同条第二項中「訂正し、事業主を經由して」とあるのは「訂正して」と、第五十条第四項中「任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、同条第五項中「事業主又は任意継続被保険者」とあるのは、「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、第百三条の二第三項第四号中「第四十三条第一項第一号イに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロ」とあるのは「第四十三条第一項第一号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この号において同じ。）が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき、同項第二号ハに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者が同号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ニに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者が同号ニ」と、第百二十二条第一項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と、「法第百二十九条第二項第一号」とあるのは「受給資格者票に法第百二十九条第二項第一号」と、同条第二項中「協会又は委託市町村」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

◎ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被保険者証の交付） 第三十五条（略）</p> <p>（被保険者証の訂正） 第三十六条 被保険者は、被保険者証の記号若しくは番号、その氏名又は被扶養者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、被保険者証を協会に提出しなければならない。この場合においては、船舶所有者及び厚生労働大臣の順に經由して行うものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（被保険者証の再交付） 第三十七条（略）</p>	<p>（被保険者証の交付） 第三十五条（略）</p> <p>（被保険者証の訂正） 第三十六条 被保険者は、被保険者証の記号若しくは番号、その氏名、船舶所有者の氏名若しくは住所又は被扶養者の氏名に変更（同一の都道府県の区域内における船舶所有者の住所の変更を除く。）があったときは、遅滞なく、被保険者証を協会に提出しなければならない。この場合においては、船舶所有者及び厚生労働大臣の順に經由して行うものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（被保険者証の再交付） 第三十七条（略）</p>

(表面)

健康保険 被保険者証	(被保険者) 記号	平成 年 月 日交付
	番号	
氏名	性別	年 月 日
生 年 月 日		年 月 日
資格取得年月日		
保険者所在地		
保険者番号・名称		
		印

様式第九号(1) (第四十七条関係) 【修正案】

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができま
す。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄：
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)： 〕

ること。

- (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳)の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は被保険者証に高年齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。
- (3) 被保険者の資格を喪失したときは、五日以内に被保険者証を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返納すること。
- (4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
- (5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することをお願いしないこと。

備考 1. フラマチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管す

(表面)

健康保険 被保険者証	(被扶養者) 記号	平成 年 月 日交付
	番号	
	氏名 性別	被保険者氏名
	生 年 月 日	年 月 日
保険者所在地 保険者番号・名称		
		印

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： 年 月 日〕
本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____

様式第九号(2) (第四十七条関係)

- (1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
- (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合には被保険者証に高肺受給者証を添えて)窓口で提出すること。
- (3) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、五日以内に被保険者証を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者の場合は被保険者に返納すること。
- (4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
- (5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに事業主を繕出して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。

備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(表面)

健康保険 被保険者証	(被保険者) 記号	平成 年 月 日交付
	番号	
	氏名	
	性別	
	生 年 月 日	年 月 日
	資格取得年月日	
事業所所在地		
事業所名称		
保険者所在地		
保険者番号・名称		
		印

様式第九号(1) (第四十七条関係) 【現行】

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができま
す。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： _____ 〕
署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____

備考 1. フラマチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管す

ること。

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

(3) 被保険者の資格を喪失したときは、五日以内に被保険者証を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返納すること。

(4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。

(表面)

健康保険 被保険者証	(被扶養者) 記号	平成 年 月 日交付
	番号	
	氏名 性別	被保険者氏名
	生 年 月 日	年 月 日
事業所所在地		
事業所名称		
保険者所在地		
保険者番号・名称		
		印

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： 年 月 日 〕
本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____

様式第九号(2) (第四十七条関係)

- (1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
- (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合には被保険者証に高肺受給者証を添えて)窓口で提出すること。
- (3) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、五日以内に被保険者証を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返納すること。
- (4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
- (5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに事業主を繕出して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。

備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(表面)

▲ 被保険者 (被保険者)		平成 年 月 日 交付
船員保険 被保険者証 記号	番号	
氏名	性別	
生 年 月 日	年 月 日	
資格取得年月日		
保険者番号		
保険者名称		
保険者所在地		
<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>		

様式第一号(1) (第三十四条関係) 【修正案】

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができま
す。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： _____ 〕
署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____

備考 1. フラマチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管す

ること。

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

(3) 被保険者の資格を喪失したときは、十日以内に被保険者証を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は五日以内に保険者に返納すること。

(4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由すること。

(表面)

▲ 船員保険 被保険者証 記号	(被扶養者)	平成 年 月 日 交付 番号
氏名	性別	
生年月日	年 月 日	
認定年月日	年 月 日	
被保険者氏名		
保険者番号		
保険者名称		
保険者所在地		
印		

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができま
す。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： _____ 〕
署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____

備考 1. フラマチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管す

様式第一号(2) (第三十四条関係)

ること。

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合)は被保険者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

(3) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、十日以内に被保険者証を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は五日以内に保険者に返納すること。

(4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに船舶所有者を經由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を經由することを要しないこと。

(表面)

◆ 本人 (被保険者)	平成 年 月 日 交付
船員保険 被保険者証 記号	番号
氏名	性別
生 年 月 日	年 月 日
資格取得年月日	
船舶所有者所在地	
船舶所有者名称	
保険者番号	
保険者名称	
保険者所在地	
<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>	

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができま
す。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕
署名年月日： 年 月 日

本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____

備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管す

ること。

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

(3) 被保険者の資格を喪失したときは、十日以内に被保険者証を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は五日以内に保険者に返納すること。

(4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに船舶所有者を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を経由すること。

様式第一号(1) (第三十四条関係) 【現行】

(表面)

▲ 家族 (被扶養者)	平成 年 月 日 交付
船員保険 被保険者証 記号	番号
氏名	性別
生年月日	年月日
認定年月日	年月日
被保険者氏名	
船舶所有者所在地	
船舶所有者氏名	
保険者番号	
保険者名称	
保険者所在地	
<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>	

(裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができま
す。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
〔特記欄： _____ 〕
署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____

備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他の所要の変更又は調整を加えることができる。

4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 被保険者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管す

ること。

(2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合)は被保険者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。

(3) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、十日以内に被保険者証を船舶所有者に提出すること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は五日以内に保険者に返納すること。

(4) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(5) 被保険者証の記載事項に変更があった場合には、直ちに船舶所有者を經由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、疾病任意継続被保険者の場合は船舶所有者を經由することを要しないこと。

様式第一号(2)(第三十四条関係)

【御参考】 「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について」（平成22年6月18日閣議決定）（抄）

「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について

〔平成22年6月18日
閣議決定〕

政府においては、「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案及び「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等を検討した結果に基づき、別紙に掲げる事項について積極的に取り組むこととする。

また、内閣府は、各府省における取組の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を行政刷新会議に報告するものとする。

番号	事項名	措置の概要	実施時期	所管省庁
12	企業年金における住基ネット情報の利用	企業年金が、企業年金基金連合会を通じて、住基ネットから加入者の住所情報等を取得できるようにする。	第174回国会法案提出	総務省 厚生労働省
13	人を死亡させた罪の公訴時効の改正等	公訴時効制度については、人を死亡させた罪のうち、殺人等死刑に当たるものについて公訴時効の対象から除外し、懲役・禁錮に当たるものについて公訴時効期間を延長する。	平成22年度 (措置済)	法務省
14	景気動向の把握に関するムダについて	「管内経済情勢報告」、「地域経済産業調査」でヒアリング対象となっている企業等において、重複して同様のヒアリングを受けていることにより負担となっている場合のヒアリング方法等について、当該企業等の要望も踏まえながら、一つの省庁が代表的にヒアリングを実施する等の負担を緩和するための対応策を実施し、これを通じて調査の一層の効率化を図る。	平成22年度	財務省 経済産業省
15	雇用保険事務の手続き及び申請方法についての電子化	現在は紙媒体でしか届出ができない離職票の発行を伴う、雇用保険被保険者資格喪失届の提出についても、電子申請で届出を行うことを可能にする。	平成22年度	厚生労働省
16	社会保険診療報酬支払基金の事業費効率化	「審査支払機関の在り方に関する検討会」を平成22年4月から公開で開催しており、審査支払業務の質の向上、効率化の推進等により、国民の信頼に応えることができる審査支払機関の実現を図るため、今後のあるべき姿について議論している。この中で、社会保険診療報酬支払基金に係る組織の見直しや国保連合会との競争の促進、審査支払業務の効率化、民間参入の促進について検討を行ったうえで、所要の措置を講じる。	平成22年度	厚生労働省
17	健康保険被保険者証の券面表示の見直し(事業所名称、事業所所在地の記載省略)	健康保険組合の負担軽減の観点から、健康保険被保険者証における事業所名称及び事業所所在地の記載の義務付けの見直しを行う。	平成22年度	厚生労働省
18	介護保険制度における書類・事務手続きの見直し	介護保険制度における書類・事務手続きについて、平成22年2月から3月にかけて厚生労働省ホームページにおいて募集した利用者、事業者、従事者、自治体関係者からの幅広い意見等を参考としつつ、適正なサービスの実施、不正の防止等の観点も踏まえながら、順次、必要な書類・事務手続きの見直しを行う。	平成22年度	厚生労働省
19	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(職業相談・職業紹介の手段の多様化について)	ハローワークインターネットサービスに掲載している求人に応募する際、求人事業主がハローワークの紹介状を希望している場合であって、求職者がハローワークへの来所が困難であるときには、紹介状をFAX等により送付することが可能であることにつき周知する。	平成22年度	厚生労働省
20	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(採否結果の求職者への提供について)	求職者への採否の連絡につき、求人票記載の採否決定日までに連絡するよう求人事業主への指導を更に徹底するとともに、採否決定日までに求人事業者から採否の連絡がない場合は求職者の要請に基づきハローワークが求人事業主に対し確認し、その結果を求職者に伝えることにより対応していることを周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省
21	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(求人への応募状況のインターネット等による提供について)	求人への応募者数等の応募状況の問い合わせにつき、窓口・電話での情報提供が可能であることにつき周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省
22	確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引上げ	平成22年度の税制改正にて、企業型確定拠出年金における加入資格年齢の引き上げが認められたことを踏まえ、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳までの間で各企業が規約で定める年齢まで引き続き加入することを可能とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省

【御参考④】

◎「国民の声」健康保険被保険者証の券面表示の見直しの要望

(管理番号 40531088)

(第1回集中受付月間(1月18日~2月17日受付)で提出)

(提案事項名)

健康保険被保険者証の券面表示の見直し

(提案主体名)

社団法人日本経済団体連合会

(提案の具体的内容)

被保険者証の券面表示については、事業所名称、事業所所在地の記載を省略できるようにすべきである。

2009年度あじさい要望回答において「健康保険の被保険者証の事業所の名称及び所在地の記載については、緊急時の場合に医療機関が事業主に照会する必要があること等の理由から求めているものである」とあるが、ご指摘のケースについて具体的かつ網羅的に示していただきたい。

(提案理由)

健康保険組合は、記号、名称、所在地等を記載した被保険者証を被保険者に交付しなければならず、それらに変更があった場合、被保険者から被保険者証の提出を受けて、訂正の後、被保険者に返付しなければならない。

しかし、事業再編などによる事業所名称等の変更が増大しており、健康保険組合ではその都度、被保険者、被扶養者全員分の被保険者証の更新を行わなければならない。回収・返付作業による事務負担が大きい。券面に表示する内容を最小限にとどめることで、事務軽減にもつながる。

また、事業所所在地等を券面に記載しなくても、保険給付の手続き上、特段の支障が生じるとは考えにくい。